

2013

越冬手当闘争方針

燃料手当 & 寒冷地手当



連合北海道札幌地区連合会
さっぽろ労働相談センター

2013年9月

2013年度 越冬手当闘争方針

(はじめに)

ここ数年来の越冬手当交渉は灯油価格の高値と不況の継続により厳しさを増しています。特に2010年以降は災害等の影響もあり不況感が著しく越冬手当の存否に関わる状況もでています。

本年の交渉も厳しい状況が想定されますが、現在の生活水準の維持・向上を実現するため、従来にも増して団結を固め交渉に臨みましょう。

1. 情勢の基本的な特徴

(1) 2012年の越冬手当の妥結状況

2012年の越冬手当の妥結状況は世帯主で133,000円となっています。労使交渉では、会社から灯油価格の異常高値についての意見が多く実費弁償もままならないという主張が繰り返され、大変厳しい状況が続きました。また、札幌に支店・出先を置く会社からは、北海道に住む組合員だけに燃料手当を支給するのは不公平だとして、手当を削減、廃止するところも出てきました。

このように2012年の越冬手当交渉においては、灯油価格換算における実費弁償分(ドラム缶10本確保)を下回る結果となり、労働者への負担増となっております。尚、北海道経営者協会の調査では世帯主で128,697円です。

(2) 灯油価格の動向

ここ10年、北アフリカや中東の情勢悪化、中国やインドなどの新興国の急激な経済成長による世界的な需要増及び原油市場への投機的暗躍など様々な要因が重なって原油価格の歴史的な高騰が続いています。

さらに今般ではアベノミクスの影響による円安や輸入品目の価格の上昇により、灯油価格の上昇が続いていますが、最近のシリア情勢の悪化によっては相当な価格の上昇が予測されます。

今年8月26日現在の灯油価格は、札幌市内で1096.38円(昨年比+13.5%)となり、ドラム10本分で192,760円となっています。

灯油価格は、これから需要期にはいることから冬期間までには10100円台に乗せる超高値が予測されます。まさに家庭にとって大打撃です。

(3) 灯油の消費量の推移

かつては個人住宅でも2000ℓ（ドラム缶10本分）を消費する時期もありました。最近では異常な灯油価格の値上げ、暖冬の影響及び労働者の所得減・生活苦による節約等により、消費量が毎年低下してきています。

札幌市内の住宅の平均灯油消費量はマンション等の集合世帯の割合が他地区より多いため年1,335リットルと他地区より少ないものの、戸建世帯のみを集計すれば、年1,478リットル近くとなっています(北海道消費者協会調査)。

石油連盟の調査では、2012年の道内の一世帯平均消費量は戸建住宅では1,980リットル(ドラム缶9.9本)、暖房のみの消費量は1,638リットル(ドラム缶8.2本)となっています。

【北海道消費者協会調査(2011年度は2013年11月に発表)】

1世帯当たり年間灯油消費量（札幌地域）

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2007	1,519 ^{リットル}	2009	1,395 ^{リットル}
2008	1,335 ^{リットル}	2010	1,412 ^{リットル}

1世帯当たり年間灯油消費量（全道）

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2007	1,488 ^{リットル}	2009	1,449 ^{リットル}
2008	1,349 ^{リットル}	2010	1,423 ^{リットル}

2011年度 地域別灯油価格消費量（年間）全道平均1,423^{リットル}

道 央	1,426 ^{リットル}	道 北	1,482 ^{リットル}
道 南	1,197 ^{リットル}	道 東	1,402 ^{リットル}

2011年度 家屋形態別 灯油年間消費量

戸建世帯	1,520 ^{リットル}	集合世帯	785 ^{リットル}	全世帯	1,423 ^{リットル}
------	-----------------------	------	---------------------	-----	-----------------------

2011年度 戸建世帯 灯油年間消費量 全道平均1,520^{リットル}

道 央	1,537 ^{リットル}	道 北	1,564 ^{リットル}
道 南	1,390 ^{リットル}	道 東	1,472 ^{リットル}

核家族化の進行や共稼ぎ家庭の増により、昼間に灯油を消費する家庭が減っていることや、家屋の耐寒構造の進歩で灯油の消費量は減ってきています。しかし、灯油価格の値上げにより、各家庭で暖房時間を短縮したり

暖房部屋を減らすなどして灯油を節約する状況も増えています。

家庭構成や住宅構造の影響以上に個々人の節約による灯油の消費量減少が目立っていますが生活への不便は増えています。木造一戸建ての消費量は約1,520ℓ近くに落ちていますが、基本的には年間2,000ℓ（ドラム缶10本分）を確保することが生活利便性を考える上では必要です。

したがって、表面上の灯油消費量の減少を理由とした越冬手当の切り下げや抑制攻撃を跳ね返し、灯油ドラム缶10本分の支給本数を確保することを原則とします。

2. 闘いの基本的な方針

(1) 実費弁償の原則

経営者団体は「越冬補助手当」論（越冬のための経費は一部補助のみにとどめようとする考え）を軸に労働組合への要求に対応しています。

今年のように灯油価格が高くなると「越冬補助手当」論や「支払能力」論が灯油支給を減らす根拠の大前提となります。

これまでの経験から労働組合が実費弁償の原則を確認し組合員と正しい意志統一をしていなければ「越冬補助手当」論や「支払能力」論に軸足を置いた結果となります。また、灯油価格が上昇したさいの市場価格へのスライド措置なども全く困難となります。まず、現在の北海道の物価・生活実態を鑑みドラム缶換算で10本分の手当確保を要求の基本とします。

北海道の越冬手当支給の歴史は戦前から北海道の厳しい冬を越すための手当とし定着してきたものであり、この慣行が崩れると、労働者への負担増は更に大きなものとなります。

■ 経営者側の「越冬補助手当」論の主張

- ① 賃金水準の低い時代に負担軽減の意味で越冬手当を支給してきたものでありその後の賃金水準の改善で、越冬手当の使命は終わっている。
- ② 原油値上げなどの海外要因による燃料高騰の責任を個々の企業が負担しなければならない理由はない。異常な灯油価格のなかで、全額実費を支給することは会社の支払能力から考えても不可能である。
- ③ 寒冷地手当は毎月の賃金などに含めて支給しているものであり、燃料手当と別枠で手当を支給する必要はない。
- ④ 省エネルギーの国策に労使が協力するという観点から、灯油支給本数を減らすべきであり、実際に毎年、各自宅の灯油の消費量も減っている。

- ⑤ 北海道居住者に限定して手当を支給するのは不公平である。
本州では暑さのための手当は支給されていない。
特に最近では地球温暖化の影響で猛暑が続き、熱中症被害も増えているがそれでも本州にはクーラー手当の制度はない。
電気も含む家庭でのエネルギー消費量は北海道も本州も変わらない。
これらの支給は企業の支払能力の範囲内で決定すべきである。

■ 労働者側の「実費弁償の原則」の主張

- ① 賃金水準の伸び悩みのなかで、灯油代金のみならず越冬にかかる諸費用は、増えており家計への負担が重くなっている。
- ② 石炭手当の時代から今日まで、現物支給・実費弁償が北海道の暮らしに定着してきたものであり、北海道の厳しい冬季間の生活保障は労働条件の一部として企業が責任を負うものとして常識化している。
したがって、灯油価格の値上げ、値下げに関係なく実費を支給するものである。
- ③ ストーブ償却代、掃除代も含めて越冬諸設備・費用は北海道特有の大きな出費であり燃料手当と別枠で寒冷地手当を支給することは当然である。
- ④ 省エネルギー対策には総合的施策が必要である。
労働者は普段から節約に努力しており、節約には限度がある。
- ⑤ 北海道の寒さと本州の暑さへの対策は比較論で議論できない。
北海道の暖房は命を守ることそのものである。
暖房の節約には限度があり、クーラーなどの電気消費の節約とは同列に議論できない。

以上のことをふまえて越冬手当は実費弁償の原則と経営者全額負担の原則を主張して経営者側の越冬補助論を突破していこう。

(2)生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を

越冬手当は冬期間の生活を賄うに足りる手当でなければなりません。
燃料手当のみでは冬を越すことは出来ません。どうしても「寒冷地手当」の支給が必要です。
現在、「寒冷地手当」の取り組みは現行制度維持を主とした取り組みのため静

かな闘いになりがちです。灯油価格の上昇で、燃料手当の実費確保が精一杯の状況であり、交渉課題を増やすことは厳しいものありますが、この越冬手当の闘いを攻勢に転じさせることが燃料手当の確実な確保にもつながります。

「寒冷地手当」の制度化が難しいところは、燃料手当分にプラスアルファ分を上積みしていくことも一案です。

「寒冷地手当」積算の根拠となる越冬諸設備・費用としては、標準的モデル世帯の場合の越冬諸費用（ストーブ、煙突、衣料、靴、除雪など）、約150,000円強が確保すべき金額です。暖房設備に関する費用（ストーブの購入、掃除など）だけでも、約50,000円が必費用となっています。最近、北海道の各家庭では玄関前に「埋設型融雪機」「ロードヒーティング」などを設置する世帯が増えています。これらの価格はそれぞれ50万円から100万円の価格が一般的です。

3. 具体的な要求と闘いの進め方

■手当の呼称

越冬手当は「燃料手当」と「寒冷地手当」の総称ですが、企業によっては呼称を暖房手当とするところもあり、呼称が寒冷地手当で燃料手当も含めて支給するところ、また呼称が燃料手当で寒冷地手当も含めて支給しているところなど様々です。

札幌地区連合の方針は燃料手当と寒冷地手当に区分して要求していくこととします。

(1) 世帯主は灯油実勢価格のドラム10本分要求を貫こう

●今年の越冬手当要求は下記の通りとします。

越冬手当	燃料手当	灯油実勢価格のドラム10本分【2000ℓ】 (灯油1リットル100円の場合は200,000円)
	寒冷地手当	最低でも50,000円以上

燃料手当として灯油ドラム缶換算10本分(2000ℓ)に寒冷地手当50,000円以上を含めて越冬手当とし要求します。寒冷地手当の制度のないところは、制度化をめざすこととします。制度化が困難な場合でも燃料手当灯油ドラム缶換算10本分に越冬諸設備・費用分50,000円以上を加算し要求することとします。

現在の灯油価格は前述した通り札幌市内(8月26日現在)、1ℓ当たり96.

38円前後です。

これから需要期を迎え灯油か価格は10100円以上の突破が十分に予測されます。灯油の実勢価格を判断して、最低でも10100円台を確保していきます。

前述のとおりドラム缶10本分の灯油確保を要求とした上で、妥結後に灯油価格に大幅な値上げが生じた場合は、その差額分の保障を協定化することも大切です。

会社より共同購入による価格の提案があるとの相談があります。共同購入は各人の努力によるものであり、会社が価格決定に介入できるものではありません。灯油価格はあくまで実勢価格とします。

灯油価格の上昇傾向により、燃料手当の支給額も数年前から比べて大幅な引上げとなっています。そのため経営者団体としては、労働組合の主張であり、労使慣行である「実費弁償の原則」打破のため、企業の「支払能力」論や「越冬手当補助」論を根拠に論陣を張ってきます。

私たち労働組合は「実費弁償の原則」と「経営者全額負担」の大原則を強く主張して、「支払能力」論や「越冬手当補助」論を突破していきます。

「実費弁償の原則」や灯油ドラム缶10本分の確保などが労働協約（協定）で締結されているにもかかわらず、経営者側が内容を履行しない場合は労働組合法違反である不当労働行為に該当します。

協定で締結されていなくても就業規則でそのことが明記されていた場合、一方的に支給内容を削減した場合は、労働条件不利益変更となり権利濫用を理由とする不法行為となります。就業規則によらない「慣行」によって実費支給や灯油ドラム缶10本分の支給が確保されている際の、一方的削減も不利益変更・不法行為となります。

■地場と出先、規模別の支給状況

越冬手当支給額について地場中小企業の支給額が大企業の支給額を上回る状態が北海道の特徴でした。しかし、昨年は厳しい経営状況も影響し大企業の支給が地場中小企業を上回りました。

北海道経営者協会の昨年調査では、大企業の支給額は世帯主131,370円、地場中小企業の支給額は世帯主126,589円となっています。

本州企業の出先支店の一部には、燃料手当の支給がない企業も見られます。

地場企業の場合、戦前から厳しい冬を越すための費用は使用者の負担によるということが労働契約として今日まで綿々と続いています。

これらのことから、暑さの厳しかった今年は特に「本州はクーラー手当がないのに、北海道だけに燃料手当を支給するのは不公平である」との主張が強くなると予測されます。北海道特有の積雪寒冷の実態を強く主張し、本州企業の出先支店で、未だ越冬手当（燃料手当と寒冷地手当）の支給制度がないところは、必ず支給制度を確立させることとします。北海道の方言で「しばれる」と表現する冬の寒冷の厳しさ、豪雪との闘い、これに伴う費用の膨大な支出等の

北海道に住む者にとって身にしみている厳しい生活の実態を本州・本社の経営陣に理解させることが必要です。

(2) 要求について ～ 一括支給は当然 ～

■ 準世帯主は世帯主の3分の2以上、非世帯主は世帯主の3分の1以上です。

■ 妥結時の灯油単価が、その後大幅に上昇（少なくとも5円以上）した場合は差額の支給（あるいは再交渉）を確立させます。

■ 寒冷地手当の要求根拠は、前述の通り、越冬諸費用が15万円となることから、最低限でも暖房器具に関する5万円以上の費用分を要求することとします。

どうしても、寒冷地手当の制度化が困難なところは燃料手当分にその分の上積みすることとします。

■ 一括支給とします。

支給状況の調査では、札幌地区連合調査では全体の85.0%、北海道経営者協会の調査でも全体の78.6%が一括支給となっています。

支給月は10月が66.0%と最も多く、次が11月の15.5%です。

灯油の値上げで、支給額が増額となった場合資金繰りを理由に分割支給が提案される場合がありますが、あくまで一括支給を求めていきます。

以上の要求内容は国や地方自治体が生活保護世帯に対して支給している冬季間の越冬諸手当に比べて高いものではありません。例えば、札幌市の生活保護基準の水準をみると、標準4人世帯（夫婦と子供2人）に対して支給される冬季間の最低生活費として、毎月の生活扶助とは別に、2012年度は冬季加算額として203,750円（11月から3月の5ヶ月間、毎月40,750円）が支給されています。

(3) 税金は企業負担

越冬手当のうち燃料手当は実際に暖房費用として消費するものですから、税金を負担すれば、実質の2,000リットルの灯油を買うことが出来ません。

税率は前月の給与額や扶養人数によって違いますが、だいたい6%から10%の範囲で無視できる数字ではありません。したがって税金については会社負担を要求し、要求額は手取り支給額であることを明確にして取り組みます。

(4) 連携をとって統一行動を

灯油価格の上昇傾向をふまえて、経営者団体の「支払能力論」及び「越冬補助論」が強く主張されることが予想されます。札幌地区連合では連合加盟組合全組合員の団結により体制を強化し交渉に臨みます。

越冬手当は業種別の統一闘争が比較的に取り組みやすい課題ですので、業種ごとに情報や連絡を密にして統一した闘いを組みが可能となるよう連携を強化します。また、地域的な水準や相場の動向が大きく影響するので、札幌地区連合への情報の集中を呼びかけ、問い合わせ先を札幌地区連合とするよう呼びかけていきます。

灯油価格が争点となるので、出来る限り実勢価格の情報を収集することが重要です。札幌地区連合への問い合わせに加え札幌市や道への情報収集にも努めます。

また、越冬手当交渉や支給内容の不利益変更など労使関係に関する相談には「さっぽろ労働相談センター」（電話0120-09-0050）を全労働者の対応窓口として配置してまいります。

灯油価格・全体の状況の問い合わせは

- 市内の平均価格は札幌市消費者センター ☎728-2111
- 道内各地の平均価格は北海道環境生活部くらし安全局
☎231-4111（内線 24-524）
- 札幌地区連合 ☎210-0505
- さっぽろ労働相談センター ☎0120-09-0050

【資料 1】

北海道経営者協会 調査

燃料手当支給額の推移

年度	世帯主	前年比	準世帯主	前年比	非世帯主	前年比
08	153,242	15.17	89,704	15.06	57,977	14.25
09	115,046	△23.34	68,186	△23.25	44,255	△21.24
10	123,434	3.45	72,547	3.49	47,400	3.41
11	132,051	5.19	79,457	5.40	50,605	5.30
12	128,697	△1.59	77,189	△2.35	51,730	3.18

2012年度 企業規模別にみた燃料手当支給額

	世帯主	準世帯主	非世帯主
100人未満	126,589	75,628	50,651
100～299人	131,876	81,835	53,278
300～499人	149,198	87,976	59,768
500～999人	111,407	63,531	46,439
1000人以上	131,370	72,010	49,624
計	128,697	77,189	51,730

灯油支給量 世帯主 1,800.8ℓ 準世帯主 1,133.2ℓ 非世帯主 712.5ℓ

2012年度 業種別の世帯主・支給額

食品業 134,229 商業 118,000 紙・パルプ 167,200
 運輸業 132,778 通信業 167,300 電気・ガス 128,200
 サービス業 118,948 化学・ゴム 138,920 新聞 135,000
 機械器具業 146,700 医療・福祉 108,900 教育 150,845

○支給の有無

燃料手当制度がある企業は76.6%

○支給形態

現金支給 90.0%、現物支給 0.8%

○支給方法

一括支給 78.6%、分割支給 21.4%

○支給時期

10月支給 66.0%、11月支給 15.5%、9月支給 10.7%、

【資料 2】

2012 年度 燃料手当妥結状況(抜粋)

各産別の送付した「2013 越冬手当闘争方針 燃料手当 & 寒冷地手当」をご参照ください。

【資料3】

札幌市内の灯油小売価格推移表

札幌市消費者センター TEL 728-2111

年月日	価格幅	平均価格	対前回比%	対前年同期比%
2012 4.10	92~104円	97.76円	3.2	4.9
4.25	89~102	95.64	△2.2	1.6
5.10	89~102	93.63	△2.1	△1.6
5.25	84~102	90.51	△3.3	△3.3
6. 8	81~102	89.30	△1.3	△4.2
6.25	76~ 99	86.87	△2.7	△6.7
7.10	72~ 99	84.93	△2.2	△6.3
7.25	75~ 99	84.22	△0.8	△7.0
8.10	75~102	84.40	0.2	△6.9
8.24	78~102	84.94	0.6	△3.4
9.10	79~102	88.51	4.2	1.7
9.25	80~102	88.67	0.2	2.4
10.10	79~102	88.83	0.2	4.8
10.25	79~102	88.57	△0.3	5.3
11. 9	79~102	88.50	△0.1	4.3
11.22	79~102	88.71	0.2	0.2
12.10	85~106	92.31	4.1	3.9
12.25	87~108	92.89	0.6	4.4
2013 1.10	88~108	94.40円	1.6	6.1
1.25	円	98.70	4.6	10.8
2. 8	91~10	101.56	2.9	14.0
2.25	8	101.78	0.2	14.0
3. 8	96~11	101.61	△0.2	7.9
3.25	2	98.65	△2.9	4.1
4.10	95~112	96.08	△2.6	△1.7
4.25	95~112	96.11	0.0	0.5
5.10	91~110	96.02	△0.1	2.6
5.27	87~110	96.04	0.0	6.1
6.10	87~110	96.05	0.0	7.6
6.25	87~110	96.09	0.0	10.6
7.10	87~110	95.95	△0.1	13.0
7.25	87~110	96.37	0.4	14.4
8.12	87~110	96.29	△0.1	14.1
8.26	87~110	96.38	0.1	13.5
	87~110			
	91~113			
	91~113			

* 1リットル当たり

【資料4】

北海道における灯油価格の推移

北海道環境生活部 TEL 231-4111 (内線24-524)

年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
12年	98.8 円	95.2	90.5	86.2	85.5	90.2	90.1	90.0	92.5	94.9	102.8	102.5
13年	98.0 円	97.1	97.0	97.1								

毎月10日現在/毎月末日公表 *1リットル当たり

【資料5】

札幌市における世帯区分の内容

I 世帯主

1. 扶養親族（扶養手当の支給対象者）を有し、自己の収入によって生計を維持していると認められる者
2. 扶養手当の支給は受けないが、同居する親族を自己の収入によって扶養していると認められる者

II 準世帯主

1. 単身の職員で一戸を構え、又は下宿若しくは間借り等により単独に生計を営む者
2. 同居する親族の生計を主として自己の収入によって維持していると認められる者
(例) 共働きの夫で扶養親族を有しない
3. 世帯主に該当するが、市の施設に居住することにより冬季採暖の利益を受けている者
4. 親族を現実に扶養しているが、世帯主に該当しない者
(例) 現実に扶養している親族と同居していない者

III 非世帯主

世帯主、非世帯主及びその他のいずれにも該当しない